

預金保険法第80条に基づく「業務  
及び財産の状況等」に関する報告書

平成14年5月13日

佐伯信用金庫

金融整理管財人

渡 辺 耕 太

田 染 哲 司

## 目 次

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	頁
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	3
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	4
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6
IV. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及について	
1. はじめに	6

	頁
2. 刑事責任追及について	6
3. 民事責任追及について	6
(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針	6
(2) 調査結果	7
(3) 調査結果に基づく検討	7
4. 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理	7

## I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

### 1. はじめに

当金庫は、平成13年12月28日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産を持って債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

### 2. 経営破綻の原因

#### (1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は昭和3年7月6日、保証責任佐伯信用組合として設立、その後、昭和27年12月27日信用金庫法に基づく信用金庫に組織変更し佐伯信用金庫と改称いたしました。地域内に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として事業展開を行い、現在に至っております。営業区域については佐伯市、南海部郡とし、店舗は佐伯市に本店、その他支店7店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域での預貸金シェアは、2割以上を占めています。

#### (2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として会員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、景気の長期低迷等により、個人消費の低迷、取引先の経営悪化による貸出金の不良債権化、金利低下と株価下落による収益の減少等厳しい経営環境が続いておりました。

こうした厳しい経営環境のなか近年は経営体質の改善を目指し、不良債権の回収促進と償却・引当の実施により資産内容の健全化を図ってまいりましたが、過去の有価証券投資にかかる償却に加えて、取引先企業の更なる悪化・保有株式等時価の著しい下落による有価証券の評価損の拡大等により平成13年9月末の自己資本比率は $\Delta 1.37\%$ で $\Delta 581$ 百万円の債務超過に陥り、業務の継続が困難な事態となったことから今後の自力再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

#### (3) 破綻に至った要因

本業収入である貸出金の低迷・金利低下による利鞘の縮小等に加えて、長期にわたる景気低迷による大口取引先の倒産、破産、債務超過または返済の長期化等により業況が急激に悪化しました。一方、優良取引先の確保の努力、小口

金融に徹した消費者ローン等による高金利商品の拡充等を試み、収益体質の改善を図りましたが、内容の健全化等貸出金を含めた資産運用面での効果的な経営施策が実現出来ないまま経営体質を改善出来ずに推移し、近年の急激な株価の下落等による保有有価証券の評価損の拡大等により債務超過となったことが破綻に至った主たる要因と考えます。

### 3. 管理を命ずる処分までの状況

#### (1) 資本の状況

当金庫は、平成13年10月18日九財金2第244号九州財務局長の命令により、平成13年9月末を基準日として、財務状況等の報告を求められましたことから自己査定を実施いたしましたところ、581百万円の債務超過に陥り、自己資本比率は△1.37%となりました。

#### (2) 自己資本回復の断念

当金庫は、平成13年9月末時点において適正な自己査定による償却・引当および保有株式等時価の著しい下落による有価証券の評価損の拡大等により、財務内容が債務超過の状態に陥りました。

平成13年12月21日付九財金2第305号「自己資本の充実策について」により、自己資本の充実策の報告を求められましたが、出資金の増強策や即効性あるリストラ策も見出せず、短期間での自己資本の充実は困難であり、また、現時点で想定される期間収益等を考慮しても平成14年3月期決算において債務超過の状態を解消することは極めて困難と判断し、平成13年12月28日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

## II. 業務及び財産の状況について

### 1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である佐伯市の卸小売業、製造業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移> 店舗数：8店舗

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	49,303	100.0	44,457	100.0	43,196	100.0	178,403	100.0
うち中小企業	25,097	50.9	21,765	49.0	21,323	49.4	123,818	69.4
うち個人	24,162	49.0	22,637	50.9	21,811	50.5	51,414	28.8
うちその他	41	0.1	51	0.1	60	0.1	3,170	1.8

## 2. 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：8店舗 (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	68,791	100.0	65,062	100.0	61,443	100.0	279,681	100.0
うち個人預金	57,357	83.4	56,787	87.3	50,829	82.7	213,556	76.4
うち法人預金	7,736	11.2	7,078	10.9	7,929	12.9	53,980	19.3
うちその他	3,696	5.4	1,196	1.8	2,685	4.4	12,142	4.3

※「その他」は公金預金、金融機関預金である。

## 3. 投資等業務

### (1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、これまで株式を中心に運用を行ってまいりました。13年9月末の当金庫の減損処理（9百万円）後の有価証券評価損益は評価益が5百万円、評価損が1,317百万円、ネット評価損が1,311百万円となっております。

<投資有価証券残高推移> (単位：百万円)

投資有価証券	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の 評価損益
		7,681	4,731	4,691
国債・地方債	—	11	—	—
社債	122	99	73	6
株式	4,327	4,494	4,494	△969
その他	3,231	126	124	△48
貸付有価証券	—	—	—	—

### (2) 商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有していません。

#### 4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

##### <固定資産の状況>

（単位：百万円）

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	24	519	543	23	10	1,935	1,299
所有 不動産	2	30	28	△2	1	11	6

#### 5. 不良債権の状況

当信用金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

##### <リスク管理債権の状況>

（単位：百万円、%）

	12年3月期			13年3月期			業界平均（13年3月期）		
	貸出 残	金高	貸出 に る 占 割 合	貸出 残	金高	貸出 に る 占 割 合	貸出 残	金高	貸出 に る 占 割 合
破綻先債権		1,494	3.4	4,352		10.1	2,438		1.2
延滞債権		1,122	2.5	1,497		3.5	10,698		5.5
3カ月以上延滞債権		1,223	2.8	162		0.4	233		0.1
貸出条件緩和債権		525	1.2	2,617		6.1	5,016		2.6
合 計		4,365	9.8	8,628		20.0	18,387		9.4

<金融再生法の開示債権>

(単位:百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	2,774	5.4	6,015	12.4	6,822	3.4
危険債権	3,049	6.0	1,409	2.9	7,795	3.9
要管理債権	178	0.3	1,740	3.6	4,693	2.3
正常債権	45,143	88.3	39,190	81.1	182,736	90.4
合 計	51,145	100.0	48,354	100.00	202,048	100.0

6. 関連会社の状況

会社名	主な業務内容
該当なし	

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。



#### (6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、2月12日金融整理管財人のもとに「経営責任解明委員会」を設置し、旧経営陣等の責任追及を検討しております。

#### 2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

#### 3. 事業譲渡の見込み

平成14年1月18日に大分信用金庫と事業譲渡に関する基本合意書を締結するとともに、平成14年2月15日には事業譲渡契約を締結いたしました。

事業譲渡については、可能な限り早い時期に行われるよう努力してまいります。

### IV. 旧経営陣に対する刑事上、民事上の責任追及について

#### 1. はじめに

金融整理管財人は、佐伯信用金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事、またはこれらの者であった者に対する責任追及を行なうことが重要な職務の一つとされていることから就任後、金融整理管財人1名に公認会計士3名を加えて「経営責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

#### 2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、理事長及びその他の理事に関し、業務上横領罪または背任罪を中心に該当する事由の有無について会計帳簿を精査し、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、告発等に至る事案を発見するに至っておりません。

#### 3. 民事責任追及について

##### (1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

金融整理管財人は、大口の破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する不良債権等について理事会議事録、融資関係の稟議書、その他稟議添付資料、諸帳簿等を1件ずつ精査し、融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い損害賠償に結びつくような個別、具体的な法令違反や任務懈怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から総合的に行い判断しました。

また、役員または関連会社及び親族企業への融資についても調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討しました。

## (2) 調査結果

大口融資案件については、従来、貸出先への貸出金残高に応じた決裁権限者による決裁及び当該貸出金が多額の場合には審査部長、業務部長等で構成される貸出金審査委員会による判断に委ねられていました。

しかし、融資稟議書に具体的な記載がなくなにを審査したのか不明なものが多かったり、稟議書の記載と添付文書の内容が矛盾するものや審査した経緯もなく延期継続の判のみのものであるなど、融資審査はほとんど機能していなかったものと推定されます。

これらの大口融資に際しては、総じて債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済財源の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っている案件が多々あり、保全面に於ても、貸出当時、担保評価が甘く、多額の保全不足が発生しているものが多く見受けられます。

また、これらの融資先の中には、短期間で担保をとらずに多額の融資を行い、殆ど回収できないまま不良化した案件や、信用供与限度額を超過する案件、理事の関連会社に対する貸付についての理事会の承認が事後的になされているものなどが見受けられております。

このようにみていくと、組織的な相互牽制機能は形骸化していたといわざるをえず、旧経営陣が受任者としての善管注意義務を怠っているものと考えられます。

## (3) 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により、信用金庫法第35条第1項に基づく責任、民法第644条（受任者の善管注意義務）等による損害賠償責任について、調査を行なってきたところですが、民事提訴を行なうためには、問題となる個別の案件についてさらに具体的に詰めていく必要があると考えます。

## 4. 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任、受任者の善管注意義務を問い得る案件は発見されたものの、提訴までには更に調査を行なう必要があり、現時点に於て責任追及に踏み切るまでに至っていません。

今後株式会社整理回収機構による調査によって新たに事実が判明する可能性があることから、整理回収機構においても責任追及が行なえるよう、従前の調査資料を同社に引継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以 上